

対象年度		令和 3年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート												
事務事業名		消費者行政事業						予算事業名		消費者行政事業費						
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	消費者安全法							
				07	01	02	1101	経常経費	根拠法令							
総合計画体系		2安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)						事業の区分		主要事業						
		2-4安全に暮らせる安心なまちづくり(防災・防犯・安全)														
		⑤健全な消費生活の確保						担当課係等		商工観光課						
事業期間		継続 (年度～ 年度)								商工振興係						
【めざす姿(意図・どのような状態になるのか)】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】								
・啓発活動及び消費者教育をとおし、消費生活トラブルを未然に防ぐとともに、消費者自らが問題に対し、判断・対応できるようめざす ・複雑・高度な相談に対する相談員や関係部署職員の資質向上を図る								平成13年度に茨城県市町村消費生活センター設置等事業費補助金を活用し、平成14年2月1日に設置。平成21年度からは、消費者行政活性化基金(H27年度からは補助金)を活用し、運営強化を図っている。								
【手段(事業内容・どのようなことを行うのか)】								【対象(だれに対して・何に対して行うのか)】								
・リーフレットやノベルティ等を作成し、配布する ・広報紙やHP等を活用し、啓発を行う ・弁護士等による消費者問題に関する学習会の実施 ・消費者問題に取り組む市内の団体が行う啓発活動に対する補助金支援 ・見守りネットワーク機関をまとめたチラシ作成 ・各種計量器類の立ち入り検査等3事務								・市民全般 ・消費生活に関する問題を抱える市民								
								【事業をとりまく環境の変化】								
								・当センターに寄せられる相談では、インターネット関連トラブルが多く、年齢別に見ても20歳未満～60歳代のそれぞれで1位となっている。また、県内のニセ電話詐欺による被害が増加している ・茨城県消費者基本計画(第3次)の中に、市町村における高齢者・障害者見守り活動の促進が盛り込まれ、高齢福祉部門との連携強化及び見守り支援が求められている								
【令和 3年度 事業内容】				【令和 4年度 事業内容】				【令和 5年度 事業内容】								
・消費生活啓発品の作成・配布 ・消費生活問題学習会 ・消費生活啓発事業支援補助金交付 ・各種計量器類の立ち入り検査等3事務				・消費生活啓発品の作成・配布 ・消費生活問題学習会 ・各種計量器類の立ち入り検査等3事務				・消費生活啓発品の作成・配布 ・消費生活問題学習会 ・各種計量器類の立ち入り検査等3事務								

■事業費

		R01年度	R02年度			
財源内訳	国庫支出金	0	0			
	県支出金	639	643			
	地方債	0	0			
	その他	0	0			
	一般財源	159	56			
歳入計(千円)		798	699			
歳出内訳	節(番号+名称)	金額(千円)	金額(千円)			
	07 報償費	50	52			
	08 旅費	15	19			
	10 需用費	413	415			
	17 備品購入費	107	0			
	18 負担金補助及び交付金	213	213			
歳出計(千円)(A)		798	699			
伸び率(%)			-12.40			
備考	総合計画 85ページ 予算書 127ページ					

令和元年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		R01年度	R02年度	R03年度
活動 指標	消費生活に関する啓発イベント開催	回	目標	4.00	4.00	4.00
	市民に対し、消費生活問題の注意喚起を促す		実績	4.00	0.00	0.00
	消費生活啓発事業支援補助金	団体	目標	1.00	1.00	1.00
	支援団体数		実績	1.00	0.00	0.00
成果 指標	啓発等参加者数	人	目標	1,000.00	1,000.00	1,000.00
	消費生活に関する啓発等参加者数(来場者)		実績	1,200.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	消費者の安全・安心な暮らしを守るため必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	個人情報を取扱うため実施主体は妥当である。
	手段の妥当性	A 妥当である	他市町村と比較しても一般的な手段である。
効率性	コストの効率性・人員効率	C 改善の余地はある	地域団体または、庁内での消費生活問題に関するネットワークの構築を図ることで、効率性の向上が図られる。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	対象は市民全般である。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	小学生を対象とした、消費生活啓発標語の応募は年々増えていることから、消費生活問題に対する意識が高まっている。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	計画通り実施している。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
多岐にわたる消費生活問題から消費者の安心・安全な暮らしを守るためには、消費者行政の推進を図ることは欠かせないものとなっている。さらに市民の消費生活問題への理解や必要性を認識してもらうため、啓発イベントの実施や広報に尽力していく必要がある。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
消費者行政強化交付金について、補助金の交付が終了する予定のため、事業費の見直しや他部署との連携により、効率的かつ効果的に事業を展開していく。 令和3年度をもって補助事業終了となるが、引き続き、市民へ啓発を行う必要があるため、自主財源の確保が求められる。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
方向性の具体的内容	消費者被害の内容は多岐にわたり、なかなか減少しない。地道な啓発、PR活動を行う。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。	